

貸付利率

無利子～年利1.5%

生活福祉資金貸付制度

● 生活福祉資金貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

● この資金の申し込み対象となる家庭

1. 一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の家庭。
（生活保護を受給している家庭も申し込みできます。）
2. 身体障害、知的障害、精神障害があり、それぞれの手帳の交付を受けている方がいる家庭。
3. 65歳以上の、日常生活上療養又は介護を要する（要介護度1以上）高齢者がいる家庭。
（ただし、所得の制限がありますので、詳しくはあなたがお住まいの社会福祉協議会へご相談ください。）

● お申し込みが出来る貸付資金の名称

1. 総合支援資金
2. 福祉資金
3. 教育支援資金
4. 不動産担保型生活資金

詳しくは、あなたがお住まいの社会福祉協議会へおたずねください。

● お申し込みの際にご留意いただくこと。

1. 生活福祉資金は、担当する民生委員や社会福祉協議会が借入を希望されるご家族と関わりをもって活用いただく貸付資金です。

現在の世帯の状況を全てお聞かせください。お聞きした内容は、資金の必要性の判断以外に使うことはありませんし、他に知られることも一切ありません。

償還(返済)完了まで、社会福祉協議会や民生委員が関わります。

2. 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金の貸付が決定した借受人は、あらかじめ償還(返済)計画を作成していただき、契約に定める償還方法により償還期限までに償還(返済)していただきます。

3. 特に総合支援資金を申し込む場合は、求職活動や経済的な自立に向けた取組みについての自立計画書を作成・添付のうえ申請していただきます。

なお、借受世帯の自立のために長崎県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会では、市町村自治体をはじめ公共職業安定所、法律の専門家等の関係機関と連携を図り、借受世帯が自立した生活を営むことを目的に支援していくこととなりますのでご承知いただく必要があります。

ご相談・お申し込みは、あなたがお住まいの社会福祉協議会へ